

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第15号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
地方公共 団体名	機関		職員	地方公共 団体名	機関		職員
略				略			
基山町	略			基山町	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 教頭			小学校	校長 教頭 <u>統括 事務長（学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。） 事 務長（学校運営支 援室長の職にある 者に限る。）</u>
		中学校	校長 教頭		中学校	校長 教頭 <u>統括 事務長（学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。） 事 務長（学校運営支 援室長の職にある</u>	

改正前				改正後			
							者に限る。)
略				略			
上峰町	本庁	略		上峰町	本庁	略	
		教育委員会事務局	課長			教育委員会事務局	事務局長 課長
		略				略	
	出先機関	小学校	校長 教頭	出先機関	小学校	校長 教頭 統括事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。) 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)	
中学校		校長 教頭	中学校		校長 教頭 統括事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。) 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)		
玄海町	略			玄海町	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 副校長 教頭			義務教育学校	校長 副校長 教頭 統括事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。) 事務長

改正前				改正後			
							(学校運営支援室長の職にある者に限る。)
		中学校	校長 副校長 教頭				
有田町	略			有田町	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)			小学校	校長 教頭 統括事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。) 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)
	中学校	校長 教頭 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)		中学校	校長 教頭 統括事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。) 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)		
略				略			
太良町	略			太良町	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 事務長 (学校運営支援			小学校	校長 教頭 統括事務長 (学校運営

改正前				改正後			
			室長の職にある者に限る。)				<u>支援室長の職にある者に限る。)</u> 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)
		中学校	校長 教頭 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)			中学校	校長 教頭 <u>統括事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)</u> 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)
		略				略	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。